

報道資料

発表日：令和2年1月10日

問合せ先：農林部畜産課

溝杭、高田

0742-27-7448(内線3880)

1月20日から奈良県全域でCSFのワクチン接種を開始します

「CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき国へ提出した「奈良県CSFワクチン接種プログラム」について、本日（1月10日）、国から確認完了の通知がありました。これを受けて、「家畜伝染病予防法第6条第1項」の規定に基づき、対象となる県内の養豚農場等（16戸）に対し、ワクチン接種を命令する告示を行いました（奈良県告示第377号）。

接種プログラムに基づき、1月20日から奈良県全域においてワクチン接種を開始します。

1 ワクチン接種命令（告示内容抜粋）

- ・実施目的：県内における豚コレラの発生予防のため
- ・実施区域：奈良県全域
- ・実施対象となる家畜の種類及び範囲：実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（哺乳豚を除く。）
- ・実施期日：令和2年1月20日から
- ・実施方法：皮下又は筋肉内注射法

2 ワクチン接種実施概要

本県が作成したワクチン接種プログラムで定めた接種計画に基づき、県の家畜防疫員が奈良県内の養豚農場等に立ち入り、ワクチン接種を実施します。

- ・対象農場等：16農場（養豚場8戸、県施設2戸、愛玩豚6農場）
- ・接種対象頭数（初回）：約5,400頭
- ・接種開始日：令和2年1月20日
- ・初回接種終了予定：接種開始後10日間程度

3 その他

CSF（豚コレラ）は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。また、ワクチンを接種した豚肉についても安全性が認められています。